

令和4年度 第3回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会  
会議録（公開）

開催日 令和5年2月7日（火）午後2時～午後2時33分  
開催場所 八王子市役所議会棟4階 第3・第4委員会室

出席者氏名

【委員】

松田恵示、片山弘道、岩垂喜貴、太田敏弘、高野久美子、竹本竜太、牛尾浩、  
後藤貴弓、石渡ひかる、中村八重、金子正美、徳丸幸夫、守屋和広

【事務局】

小柳学校教育部長、西山指導担当部長、大日向教育指導課長、北川統括指導主事、  
嶋狩統括指導主事、山崎指導主事、  
安藤教育指導課主査、金子教育指導課主査、飯野教育指導課主事

欠席者氏名

【委員】

大塚和樹

次 第

1 開会

2 報告事項

- (1) いじめ総合対策に対する各団体の取組・課題について
- (2) いじめ防止対策推進法第28条における調査について
- (3) その他

3 閉会

公開・非公開

公開。ただし、2 報告・協議事項(2)以降については非公開。

傍聴人数

2人

大日向教育指導課長

事務連絡

松田委員長

それでは 片山副委員長お願いします。

片山副委員長

お願いしたい事がありまして、うちの事務所に来ている司法修習生が1名おりまして、その司法修習生の本委員会の傍聴をお願いしたく話をします。司法修習生というのは、司法試験合格後研修中の身でして、最高裁判所が採用する準公務員という事になっております。司法修習生は守秘義務を負っており、この場で見たり聞いたりした事についてほかで漏らさないという事を一応義務として負っているという事ですので、今後の彼の仕事の参考として、経験としてどういう事が行われているのかという事を見学する機会を与えていただければと思います。ご了解いただければと思います。松田先生よろしくお願いします。

松田委員長

今、片山先生の方から司法修習生の本日の傍聴という事で合席をお願いさせていただきたいという事ですけれども、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは認め合いにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。では、いじめ対策委員会、本日もお忙しい中ありがとうございます。次第に沿って進行させていただきたいと思います。まず、本日は新任の委員について報告させていただきます。八王子市民生委員児童委員協議会よりご参加いただいております鈴木委員でございますが、12月に所属団体の改選があり、1月より新たに石渡委員にご参加いただく事になりましたので、ご紹介させていただきます。一言自己紹介いただければと思いますので。

石渡委員

この度、主任児童委員部会の部会長を仰せつかりました石渡ひかると申します。私は、第一小学校、第五中学校、校長先生など、懐かしいお顔など、今日久しぶりにお会いできて嬉しかったのと、PTAの繋がりの方達こちらにおりますので、まだ何も分かりませんが、よろしく願いいたします。

松田委員長

どうぞ、よろしく願いいたします。ありがとうございます。では、本日の出席でございますが、大塚委員ご欠席という事で伺っております13名出席という事で委員会は有効に成立しております。ご確認いただければと思います。

では、次第3報告協議事項の(1)から始めたいと思います。いじめ総合対策に対する各

団体の取り組み課題についてでございます。まずは、事務局より八王子市教育委員会いじめ総合対策についてご報告お願いしたいと思います。

#### 山崎指導主事

令和3年6月2日の教育委員会定例会にて、「いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組について」を決議するにあたり、八王子市教育委員会いじめ総合対策として、八王子市教育委員会が取り組んでいる様々な施策や、いじめ対策に関わる関係機関の全体像を示しました。これを、令和4年度版として、令和4年4月に、市立小・中・義務教育学校に配布したものが、資料2になります。

このA3版の「八王子市教育委員会いじめ総合対策」の資料は、今後も引き続き、変更した内容を盛り込んで、年度当初に各学校に示すことを考えております。

いじめ防止対策推進法第8条には、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」とあります。

また、同法第17条には、「国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との間の連携強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備に努めるものとする。」とあります。

つきましては、本資料の令和5年度版を作成するにあたり、本委員会に御参加いただいている委員の皆様は、それぞれのお立場から、八王子市教育委員会のいじめ総合対策についての御意見をいただきたく存じます。

特に、資料左側の「地域・関係機関」の部分、学校サポートチームによる家庭への支援・援助や学校への支援、諸機関の家庭への支援・介入について、より分かりやすく関係性等を示せると、学校として、学校だけでは解決の難しいいじめ問題について、どのような関係性の中で、いじめ対応を行っていくことができるのかが、より明確化されるだろうと考えています。

委員の皆様は、各団体の、いじめ問題に対する取組の現状や課題について触れていただき、各団体としてどのような関わりができるのかなど、内容の見直し・検討を行うために、具体的な示唆をいただきたく存じます。

私からの説明は以上になります。

#### 松田委員長

はい。ありがとうございます。今、ご説明いただきました通り、この資料2に関しまして、八王子の地域全体を挙げていじめを防止していこうという事で、また各様々な検討事案が起こった時には修正して積み重なってきているものですが、このある種の枠組みの

中で現在ご出席いただいている委員の皆様方はそれぞれのお立場でも活動いただいているところかと思しますので、その立場にこだわらず、全体的なご意見でもあわせていただいても結構ですので、一言ずつご意見いただければと思っております。その事に先んじまして全体として何か確認をしておきたいとか、市のほうに質問があるとかございましたら、先にお願ひできればと思うんですけど、よろしいでしょうか。そうしましたら、右回りか左回りかといつもどきどきしますが、今日は2月なので右回りという事で、その根拠はよくわかりませんと思ひますけど。牛尾委員からお願いしてよろしいですか。

#### 牛尾委員

いじめ総合対策の中で、地域と関係機関の法第8条という事で書いてあるんですけど、この中の中心が学校が真ん中にあるって学校運営協議会があるんですけども、あと関係機関がサポートチームって書いてある下に全体的に網羅されていると思うんですけど、所属が保育園なんですけど、ここに関わっている関係機関がかなりほとんど一緒に関わっている部分になります。この中で今ちょうどニュースになっている保育園の不適切保育、虐待が問題になっているんですけど、八王子市では保幼小連絡協議会という協議会があるんですけど、その位置づけというか、保幼小も保育園、幼稚園、小学校に繋げていくという事でかなり長い期間かけているんですけど、保幼小は入っていないのかなと思ひたんですけど、入れるか入れないかは別として、そういう関係機関もありますので、小学校に繋げていくというところからすればあった方がいいかなと思ひますので、意見となります。

#### 松田委員長

ありがとうございます。皆さんからご意見いただいたうえで、もし、教育委員会の方からもコメントございましたら、いただくという事でお願ひしたいと思ひます。では、竹本委員お願ひいたします。

#### 竹本委員

特にはございませんが、強いて無理やりひねりだすならば左下の方に各機関、協力要請というところで書いてあるんですけど、基本的には児童相談所が一番上にきた方がいいのかなという単純にそういうふうに思っただけです。以上でございます。

#### 松田委員長

ありがとうございます。高野委員お願ひいたします。

#### 高野委員

心理士、援助職の立場から少しお話をさせていただこうと思ひます。いじめは、やはり起きた後の対応がとても大事なんですけれども、やはり、未然防止が第一だというふうに思っ

ております。その中で下のフェーズ1のところにいじめの未然防止こちらに記載されておりますけれど、いじめをしちゃいけないよという事はみんなわかっていながらも起きてしまうという事がとても大きな問題であって、その背後にはいじめる側も自己有用感が低いとか、自尊感情が低いとか、やはり自分が認められていないという気持ちの強いお子さんがやはり加害者に立つことが多いと言われております。その加害者、被害者という対立ではなくて、子ども達全員が自分が愛される存在であるとか、生きてきて十分価値があるとか、そういった事を本当に感じられるような未然防止教育をぜひ今もなさっていらっしゃると思いますが、ぜひスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーですとか様々な職種が学校の中で活動しておりますので、ぜひ活用していただければなと思っております。昨年度から文部科学省の委託を受けて日本臨床心理士会のほうでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用についての調査を行っておりまして、昨年は結果報告書になっておりますし、今年度、今、報告書作成中なんですけれども、未然防止という事に非常に大きな意味を感じておりますので、ただ、まだそれを実施するにはあまりにスクールカウンセラーですとか、人材不足という事が、あと、時間不足という事がございますので、そのあたり、ぜひ活用方法ですとか、時間配分、配置ですとか、お考えいただければなというふうに思っております。以上です。

松田委員長

ありがとうございます。では、続きましては太田委員をお願いします。

太田委員

子ども家庭支援センターは0歳から18歳までの総合相談という事で対応しております。いじめの背景の中で家庭的な問題ですとか、養育上の問題等があれば、子ども家庭支援センターのほうにこのようなかたちで繋いでいただければなと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

松田委員長

ありがとうございます。では、岩垂委員お願いいたします。

岩垂委員

非常によくできたシステムで特に私からはありません。

松田委員長

ありがとうございます。では、片山委員。

片山副委員長

私、弁護士会から推薦いただいているんですけど、一応、弁護士会を代表とする立場ではないので私の知る限りというところでお話させていただきます。まず、ここに書かれているスクールロイヤーさんが、学校の相談にのって対応していたりとか、校内研修という事を担当していると認識しております。あとは、スクールロイヤーさん含めてですけれども、いじめ防止事業の内容の検討について今年度から実施をしているというふうなかたちを聞いております。その結果がどうなっているかという事は把握はしておりません。あと、各弁護士会としていじめ防止の事業、20校前後、15から20校前後ご依頼いただいて担当の者が行って講義をしているかなというふうに思います。ここにはないものという事であれば、必ずしもいじめには限らないというところなのですが、多摩支部の弁護士会として子どもの悩み事相談という電話相談を週1回やっております、中にはそこで困っている親御さんだったり、お子さんだったりというところで相談いただけるのかなと思います。来年度、令和5年度の下半期、10月以降についてはLINEでも相談受け付けるという事の体制をとるような予定をしております。多摩でないところに関しては、本会の方なんですけれども、すでにLINE相談とかは第二東京弁護士会さんのほうで始めているという事は聞いております。あとは、各ご家庭なり、各機関さんで個別に弁護士が法的アドバイスをしている可能性があるかなというところがあるかと思えます。私からは以上です。

松田委員長

ありがとうございます。では、後藤委員お願いいたします。

後藤委員

この表に関しては特に大きな質問はないんですけど、ちょっと実務的なところでお聞きしたいんですけども、学校の先生方の方からあがってくる報告書が時系列で出すようになっているかと思うんですけど、実際、どのくらいまでの事例でそういった報告書がでてくるのかを教えてくださいなというのと、今までの第三者委員会の報告とかを見ると、もしかすると未然防止という意味で家庭と家庭同士のつながりがもう少しあれば、防げている部分もあるのではないかという気がしているので、その辺を何かお考えになっているのかを少しお聞かせいただければと思います。

松田委員長

ありがとうございます。では、そのまま委員の皆様にご報告いただいたうえで教育委員会からコメントいただければと思います。では、石渡委員お願いいたします。

石渡委員

なるべく地域の民生委員は見守りという業務が日常地域で見守りというところで本当に

何気ない生活の部分を日頃から見ているって事も活動の一つになっております。また、何かお子さんの事で問題があった場合は子ども支援センターさん、家庭支援センターさんと連携したり、学校機関との連携などをしながら心配なお子さん、または家庭を見守るといところから介入をしていきます。また、学校の現在学校運営協議会委員などを積極的に受けおきまして、各委員が学校の運営協議会委員などになって学校の内情のところ、或いはPTAなどと連携をとりながらやっております。未然防止といところももちろんですし、まだ大きくなならない家庭教育といところにも力を入れていきたいなと思っております。以上です。

松田委員長

ありがとうございます。中村委員お願いいたします。

中村委員

この表上に記載はないんですけれども、私が学校と関わる中でとても大きいのは学童との関わりがとても大きなというふうに感じています。学童で起きた事が学校の方に情報がスムーズに流れてくるといろいろなものが未然に防げたり、また、発見につながったりというような事になっているので、学童との連携といのはとても大切にしていきたいなというふうに感じています。あともう一ついろいろな関係機関とお話する中で守秘義務とい問題がとても難しくて例えばですね、青少年対策地区委員会の育成指導員の方には個人情報等お話しする事はできないという規約があったり、お話しする相手によってお話しできる内容とできない内容があったりとい事で情報を共有しておきたい関係性の中でどのように情報を共有していくかといのが地区で、地域で動くとい中では課題かなというふうに感じしております。以上です。

松田委員長

ありがとうございます。金子委員お願いいたします。

金子委員

こちらの表についてとくに質問はありませんが、PTAの活動として、いじめ未然防止で学校との関わりとが本校のPTAでもやっていますので、これからもいじめ防止、学校行事としての関わりではありますが、関わっていただけらなと思っております。以上です。

松田委員長

ありがとうございます。徳丸委員お願いします。



## 徳丸委員

まずは、フェーズ1からフェーズ4までの流れで、特に1と2につきましても全校が取り組んでおります。

毎週1回の「いじめ対策委員会開催」、これをコンスタントに1年間続けてきたのが一つの成果ではないか。

その中で小さいいじめの芽も発見しながら相談して進めてまいりました。

本校の例ですと、一例ですが今のA3の用紙の縦に名前がずっと並んでいるというくらいの事例数になります。

3か月経って、特に継続していなければ解消という流れで常々記録をとりつつ、経過を見てまいりました。

フェーズの中に「いじめ防止の授業」3回とあります。

先ほど、片山委員からお話がありました件です。守屋先生と私が担当し、教育総務課、教育指導課のご指導のもと、子どもの人権を守る弁護士の先生方と指導案を作成し、ほぼ終わるところです。

内容は、小学校1年生から中学校3年生まで、特別活動と道徳で、低中高学年で授業指導案を作成しました。

そこに弁護士の先生に導入10分、終末10分などで入っていただき、人権について映像による指導を残していただきました。それを来年度に向け教員がいじめ対策授業として活用していただけるよう作成しました。

なかなか弁護士の先生方の人数が限られていますので、市内全校すべてをまわることができなかったので、これで先生たちのご指導を低中高学年毎でいつでも活用できるようにという事で今進めていたところ です。

## 松田委員長

ありがとうございます。守屋委員お願いいたします。

## 守屋委員

本年度の大きな学校への取組としては、いじめ対応のための時間の確保というのがあるんじゃないかと思います。その中に学校いじめ対策委員会、さらに他の先生は、うちは二者面談、それから、いじめの一覧表の見たりですね、各学年の情報の共有とかやっているわけなんですけど、いじめ対応の時間の部分がどうなっているのかな、その中には学校いじめ対策委員会があるような感じがしているんですけど、ただ、法的にいうとこちらのほうが上だという事は分かるんですけども、位置づけがあった方がいいのではないかと感じました。総合対策とは違うかもしれないんですけど、いじめの定義について法的ないじめと社会通念上のいじめの違いという事で学校いじめ対策委員会では校長がいじめ認定や重大事態認定をする訳なんですけれども、非常に頭を悩ませています。先生方や保護者や生徒の捉え方が違

う、でも、法的にはいじめであるという事のジレンマにいつも陥っています。それから、ネット上のいじめについては学校の介入に限度があるという事です。やはり、家庭の責任がかなりあるとは思われるんですけど、私達がそこまで入る事はできない。このジレンマに陥っています。そんなところが今問題になっているところかなと思います。今徳丸先生がおっしゃったように、いじめ対策委員会、それから、いろいろな取組がありますけれど、これは全ての学校が方針に沿って実施していくというふうに思っています。以上です。

#### 松田委員長

ありがとうございます。一通り委員の皆様方からご意見いただきまして、どれもこれまで行っている対策の中でポイントになる部分をお伝えくださったなというふうに思います。私自身もこの表でいうと、右上のいじめ問題対策委員会のメンバーになるわけですが、いじめ問題対策委員会はある種中立性をもって、総合的な対策に対して提言あるいは検討、意見を述べていくという事は本当に大事な事だと思いますし、その観点から見ると、今もお話ありましたけれど、やはり、学校いじめ対策委員会が担われている役割というのは大きいないつも思うんです。ただ、これがここに書いてあるように周りの地域を挙げての皆様方にサポートを受けて動いているというこの関係性というのが何かポイントになるのだろうかというのは思うところなので、そのあたりが形式化することなく、魂が常に伝わっていくような事が行われればいいないつも思っています。八王子は、本当にそこがしっかり伝わるようになってきて、本当にここ何年かでものすごく充実した取り組みになっているなと正直思うところなんですけれど、そんな事を思っています。そうしましたら、委員の皆様方から出たご意見やあるいはご質問、ご提言に関しまして委員会のほうからコメントいただけるものがありましたらと思いますのでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 山崎指導主事

一点、後藤委員からご質問ございましたので、その事についてお答えさせていただきますと、先程、徳丸委員からありましたようにいじめに関しては軽微なものも察知した場合にはそういった一覧になっている記録というものを全校共通のものを配布してそれを市教委と共有するようなかたちをとっております。それに加えて、例えば心身や財産等に重大な被害が及ぶと疑われるような事案、あるいは不登校の重大事態に係りような事案、そういったケースに関しましては別途書式がございまして、事案の概要や対応経過について報告書というようなかたちで学校長の公印を以て教育委員会へ提出する書式もございます。そういったかたちで報告のほうは仕組みを整えております。ただいまの委員の皆様方から本当に事務局だけでは考えられない様々なご示唆をいただきました。こういったご意見を踏まえまして令和5年度版の作成に着手をいたしまして、また4月から令和5年度版の八王子市いじめ総合対策として各学校がスムーズにこのいじめ対応というところに取り組んでいける

ように事務局としても尽力してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

#### 北川統括指導主事

貴重なご意見をありがとうございます。今いただいた意見の中で例えば保幼小の関係、学童の関係、こういったものはこの中にどのように位置づけられるのかという事を確認していきたいなと思います。とくに、保幼小に関しては、今、子ども家庭庁の動きもあって首長の部局のほうでいじめのほうの司令塔的役割というようなキーワードもでていきますので、そういったところとの絡みというものがおそらくはいつてくると思います。あと、学童に関しては今年度から教育委員会の所管になり、とても情報連携がしやすい状態になりました。日頃からそういった連携をしています。おそらく学童で起こったことが、学校の間関係の延長線上にあったり、学童での人間関係が学校でのいじめとして把握できたり、そういったところはほぼ一体的ですので、このあたりをどういうふうに築けるかというところは非常に貴重なご意見だったなと思います。あと、校長先生方からもご意見いただいている SNS とかインターネット上のいじめへの関わり方というところがやはりなかなか難しく、そういったところは小学校、中学校の P T A の方々と SNS の取り組みなどもこれまでもしてきましたけれども、もしかしたら、そういったところもどのように今後展開していったらいいのかという事は今後引き続きおそらく検討していかなければいけないのかなと思っております。そのあたりはまた知恵を出し合い協力関係を築く中で進めていけたらと思っております。ありがとうございます。

#### 松田委員長

ありがとうございます。委員の皆様方からご意見等ございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこちらまたご検討いただきながら令和 5 年度版へというかたちで進んでいただけたらと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

では次第に沿って進めさせていただきます。次の事案以降は個人情報を含む案件のため非公開としたいと思います。非公開とする事にご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

#### 松田委員長

よろしいですか。ありがとうございます。では、これ以降は非公開としたいと思います。